

平成31年度税制改正の概要 参考資料

平成30年12月



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

1. 復興特区関係

- | | | |
|--------------------------------|-----|---|
| (1) 機械等に係る特別償却等の特例措置の拡充 | ... | 1 |
| (2) 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の拡充 | ... | 2 |
| (3) 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の拡充 | ... | 3 |

2. 福島関係

- | | | |
|--|-----|---|
| (1) 避難解除区域等における被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対する特例措置の拡充 | ... | 4 |
| (2) 帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の創設 | ... | 5 |

3. 被災代替資産関係

- | | | |
|---------------------------------|-----|---|
| (1) 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長 | ... | 6 |
| (2) 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長 | ... | 7 |
| (3) 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長等 | ... | 8 |

4. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

- | | | |
|--|-----|---|
| (1) 「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び延長 | ... | 9 |
|--|-----|---|

5. その他

- | | | |
|--|-----|----|
| (1) 防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除の廃止 | ... | 10 |
| (2) 消費税率の引上げに伴う住宅ローン減税の被災者向け措置の創設 | ... | 11 |

改正概要

- 機械等に係る特別償却等の特例措置を、津波被災地域（復興特区法等で定める雇用等被害地域^(注)を含む市町村の区域内）の復興産業集積区域に限り、平成31年度・32年度に引下げず、平成30年度までと同水準に拡充する。（平成32年度末まで）

（注）雇用等被害地域とは、復興特区法第2条第3項第2号イに規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。認定復興推進計画において、復興産業集積区域が存在する143市町村のうち、沿岸部の35市町村に定められている。

改正後の特例の内容

- 平成33年3月31日までの間に指定を受けた個人事業者又は法人が、復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、以下の特別償却率又は税額控除率を適用する（赤字は今回改正部分）。

	特別償却	
	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
機械・装置	50% (即時償却)	50%・34% (即時償却)
建物・構築物	25% (25%)	25%・17% (25%)

選択適用



	税額控除	
	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
機械・装置	15% (15%)	15%・10% (15%)
建物・構築物	8% (8%)	8%・6% (8%)

※ 赤字は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。

※ 括弧内は福島県の率。

※ 特別償却と税額控除は選択適用。

※ 本措置（法37条）、被災者雇用の特別控除（法38条）、新規立地促進税制（法40条）はいずれかの選択適用。

改正概要

- 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置を、津波被災地域(復興特区法等で定める雇用等被害地域^(注)を含む市町村の区域内)の復興産業集積区域に限り、平成31年度・32年度に引下げず、平成30年度までと同水準に拡充する。(平成32年度末まで)

(注) 雇用等被害地域とは、復興特区法第2条第3項第2号イに規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。認定復興推進計画において、復興産業集積区域が存在する143市町村のうち、沿岸部の35市町村に定められている。

改正後の特例の内容

- 平成33年3月31日までの間に指定を受けた個人事業者又は法人の、復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者等^(注)に対する指定を受けた日から5年の間の給与等支給額の一定割合を、税額の20%を限度として控除できる(赤字は今回改正部分)。

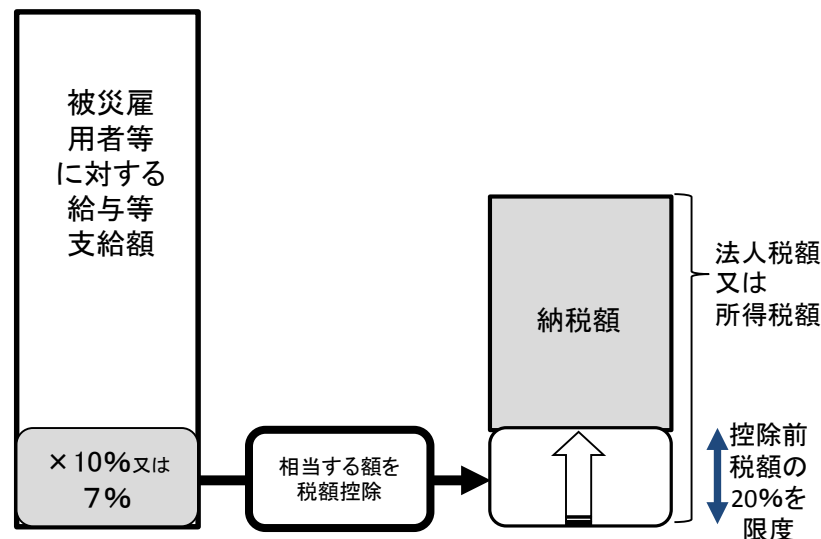
(注) 雇用されている被災者。被災者は次のいずれか。

- ① 平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者
- ② 平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者

指定日	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
税額控除率	10%(10%)	10%・7%(10%)

※ 赤字は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。

※ 括弧内は福島県の率。



※ 本措置(法38条)、機械等の特別償却等(法37条)、新規立地促進税制(法40条)はいずれかの選択適用。

復興特区関係：開発研究用資産の特別償却等の拡充

改正概要

- 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置を、津波被災地域（復興特区法等で定める雇用等被害地域^(注)を含む市町村の区域内）の復興産業集積区域に限り、平成31年度・32年度に引下げず、平成30年度までと同水準に拡充する。（平成32年度末まで）

（注）雇用等被害地域とは、復興特区法第2条第3項第2号イに規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。認定復興推進計画において、復興産業集積区域が存在する143市町村のうち、沿岸部の35市町村に定められている。

改正後の特例の内容

- （1）平成33年3月31日までの間に指定を受けた個人事業者又は法人が、復興産業集積区域において取得等した開発研究用資産について、普通償却限度額に加えて以下の率で特別償却ができる（赤字は今回改正部分）。

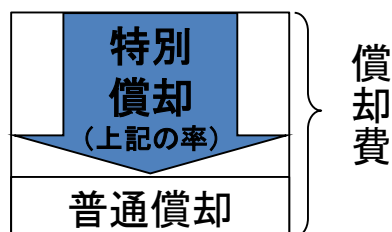
取得日	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
開発研究用資産の特別償却率	50%（即時償却）	50%・34%（即時償却）

※ 赤字は雇用等被害地域を含む市町村の区域内の中小企業者等に限る。

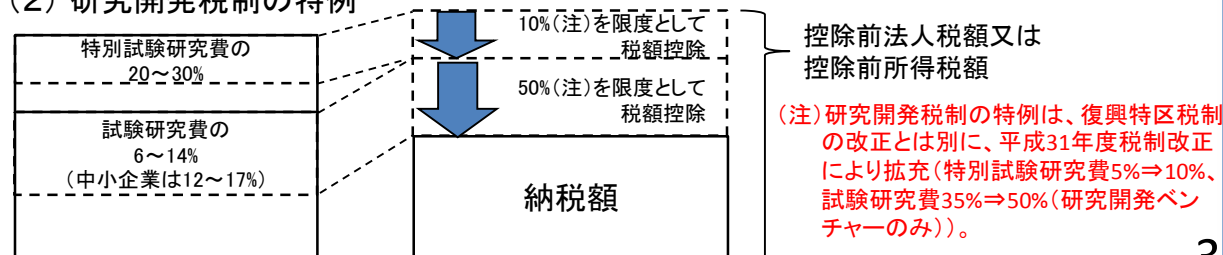
※ 括弧内は福島県の率。

- （2）（1）の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制を適用し税額控除も可能。

（1）減価償却



（2）研究開発税制の特例



福島関係：避難解除区域等における被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対する特例措置の拡充

改正概要

- 避難解除区域等^(注)における被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対する以下の特例措置の適用期間を避難指示解除後7年まで延長する。

(注) 避難解除区域等：避難解除区域(旧緊急時避難準備区域を除く)、認定特定復興再生拠点区域等。

改正後の特例の内容

避難解除区域等^(注)において、避難指示解除後7年までに、確認を受けた被災事業者、及び、認定を受けた新規事業者に対し、以下の特例措置を適用する。

特例対象	特例内容	改正前	改正後
①被災事業者又は新規事業者が、機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除	・機械及び装置： 即時償却又は取得価額の15%を税額控除 ・建物等： 取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除	解除後5年までに手続き	解除後7年までに手続き
②被災事業者又は新規事業者が、避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除	・給与等支給額の20%を5年間税額控除(税額の20%を限度)	解除後3年までに手続き	解除後7年までに手続き

※ ①と②は選択適用。

(注) 避難解除区域等：

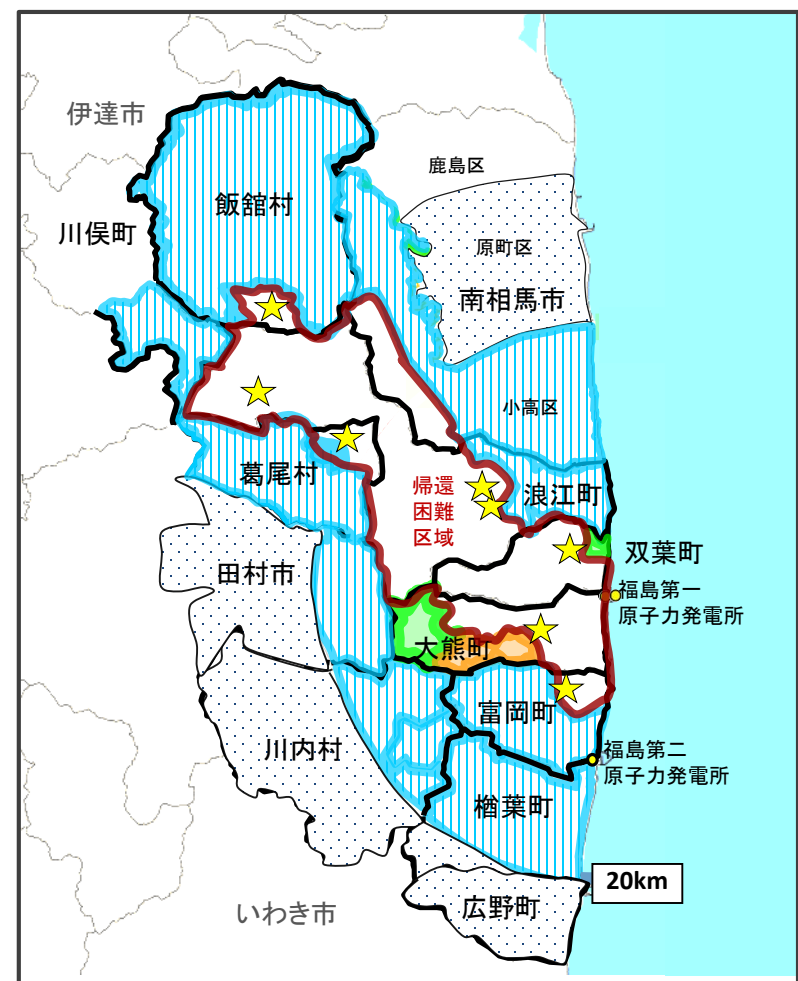
避難解除区域(旧緊急時避難準備区域を除く) 

避難指示解除準備区域 

居住制限区域 

認定特定復興再生拠点区域 ★

旧緊急時避難準備区域 



改正概要

- 避難解除区域、特定復興再生拠点区域等において帰還環境整備推進法人^(注)が実施する公共施設整備事業、土地集約化事業のために土地等を譲渡した場合等における特例措置を**創設**。

(注) 福島特措法に基づき、避難指示の対象となった12市町村において、まちづくりや帰還環境整備の面で行政の機能を補完する団体として当該12市町村が指定するまちづくり会社

改正後の特例の内容

- ① 公共施設^(注)の整備に関する事業**(公共施設整備事業)**のために帰還環境整備推進法人に土地または土地の上に存する権利(土地等)を譲渡した場合等において以下の特例を適用する。

(注) 道路、公園、緑地、広場、駐車場、駐輪場、集会施設、休憩施設、案内施設

○ 帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合

【所 得 税】 譲渡所得からの1,500万円特別控除

【法 人 税】 1,500万円損金算入

【登録免許税】 所有権移転登記(本則2%→1%)〔平成34年3月31日まで〕

【不動産取得税】 課税標準を4/5とする〔平成34年3月31日まで〕 等

○ 帰還環境整備推進法人が土地及び償却資産を取得した場合、又は

○ 帰還環境整備推進法人に土地及び償却資産の管理を委託をした場合

【固定資産税、都市計画税】 課税標準を1/3とする〔平成34年3月31日までに取得・管理委託開始分につき5年間〕 等

- ② 帰還する住民の生活及び地域経済の再建の用に供するために土地を集約して適正な形状、面積等を備えた一団の土地(おおむね500㎡以上)とする事業**(土地集約化事業)**のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合において以下の特例を適用する。

【所 得 税】 軽減税率(2,000万円以下:15%→10%)

〔平成31年12月31日まで〕

【個人住民税】 軽減税率(2,000万円以下:5%→4%)

〔平成31年12月31日まで〕

【登録免許税】 所有権移転登記(本則2%→1%)

〔平成34年3月31日まで〕 等

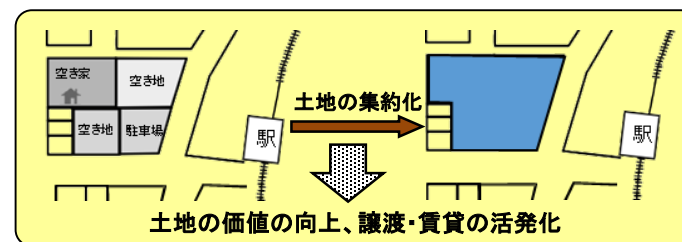
※ ①及び②の国税の特例措置については公益認定を受けた法人に限る。

＜公共施設のイメージ＞



住民交流拠点施設
「まち家世田米駅」(岩手県住田町)

＜土地の集約化のイメージ＞



改正概要

○ 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の適用期限を2年延長し、平成33年3月31日までとする。

改正後の特例の内容

- 個人又は法人が、平成33年3月31日までの間に、以下の①、②の場合、その取得価格の一定割合の特別償却ができる。
- ①東日本大震災により滅失し、又は損壊した一定の建物、構築物、機械及び装置等に代わるもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業の用に供した場合
 - ②建物若しくは構築物又は機械及び装置で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において、これらの資産を事業の用に供した場合
- 対象資産(※1)及び特別償却率は、下表のとおり。

被災代替資産等の種類	特別償却率	
	中小企業者等(※4)	その他法人
機械及び装置、船舶(※2)、車両運搬具(※3)	24%	20%
建物又は構築物(増築部分含む)	12%	10%

(※1)いずれの資産も、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。また、機械及び装置、船舶並びに車両運搬具にあつては貸付けの用に供したものを除く。

(※2)内航船舶、作業船、非自航作業船を除く(アンダーラインは今回改正部分)。

(※3)鉄道車両、小型二輪、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車を除く。

(※4)中小企業者または農業協同組合等

被災代替資産関係：被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長**改正概要**

- 被災代替償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長し、**平成33年3月31日まで**とする。

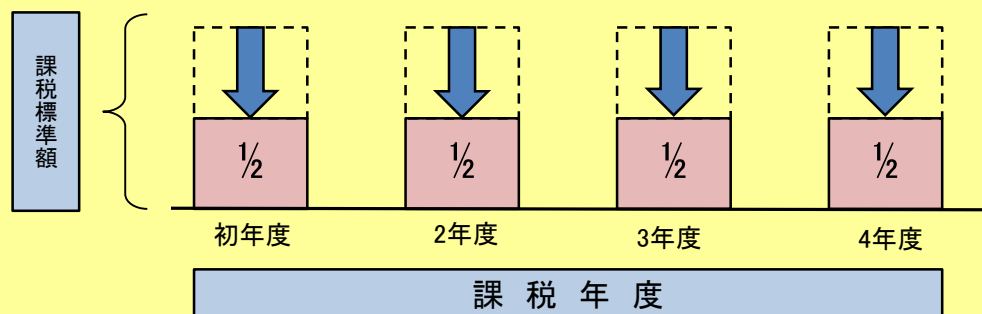
改正後の特例の内容

- 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産（被災償却資産）の所有者等が当該被災償却資産に代わる償却資産（被災代替償却資産）を**平成33年3月31日までの間に**、一定の被災地域内（災害救助法が適用された市町村の区域）において取得又は改良した場合には、その後4年度分の固定資産税の課税標準を価格の2分の1とする。

被災代替償却資産を取得又は改良

※ 災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に限る。

取得又は改良後、**4年度分の固定資産税の課税標準を1/2**



被災代替資産関係：被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長等

改正概要

- 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例の適用期限を2年延長し、平成33年3月31日まで(※)とする。

(※)自動車重量税の特例については、平成31年5月1日から平成33年3月31日までの1年11月の延長

自動車取得税の特例については、平成31年9月30日までの6月延長し、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割について、自動車取得税と同様の非課税措置を平成31年10月1日から平成33年3月31日まで講ずる。

改正後の特例の内容

- 東日本大震災により滅失等した被災自動車等の所有者が代替自動車等を取得した場合、当該自動車等に係る自動車関係諸税について下記の特例措置を講じる。

税目		特例の対象	措置内容
自動車重量税	国税	平成33年3月31日までの間の最初の車検時分	免除
自動車取得税	都道府県税	平成31年9月30日までの間に取得した分	非課税
自動車税		平成33年3月31日までに取得した代替自動車等の取得初年度分及び翌年度分(環境性能割り含む)	非課税
軽自動車税	市町村税		

平成31年10月1日

平成33年3月31日

 自動車重量税
 自動車税、軽自動車税

非課税

自動車取得税

非課税

 自動車税環境性能割
 軽自動車税環境性能割

非課税

改正概要

- 被災した法人について債務処理計画が策定された場合の経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の適用対象者を拡充し、適用期限を3年延長する。

改正後の特例の内容

- 中小事業者の再生を支援する観点から、再生企業(注1)の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」(注2)に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、**平成34年3月31日までの間**、譲渡益を非課税とする。

(注1) 本特例の適用対象となる再生企業の範囲を、
・中小企業金融円滑化法の施行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間に金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済につき条件変更を受けていること

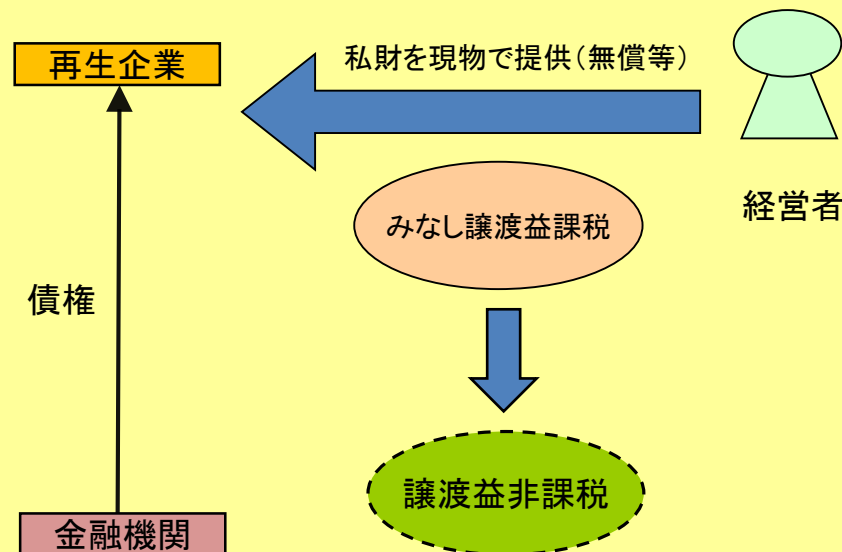
又は

・平成28年4月1日以降に初めて支援決定を受けていること

とする。

(注2) 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会、東日本大震災事業者再生支援機構等の)準則に則り作成された計画を言う。

○再生企業に対して私財提供



改正後の特例の内容

特例措置の適用期間を「平成31年3月31日限り」とする(廃止)。

改正後の特例の内容

廃止の特例措置の内容について

特例措置の対象者：東日本大震災の被災地（特定被災区域内）において、都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業※のために買い取られる旨の証明

を受けた土地及び土地の上に存する資産を事業施行者（地方公共団体）へ譲渡した者

※防災集団移転促進事業と併せて実施する事業に限り適用。

課税の特例措置：譲渡所得の5,000万円特別控除

廃止の特例措置の適用に係る手続きについて

本特例措置を受けるためには、市町村事業については道県知事の証明が、道県事業にあつては国土交通大臣の証明が必要

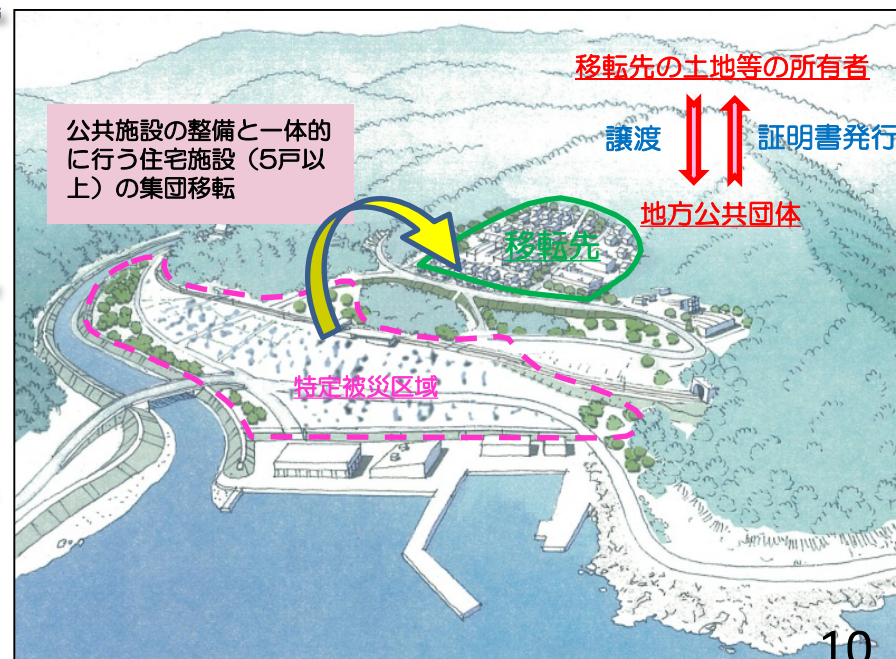
廃止の特例措置の適用期間について

本特例措置は、平成31年3月31日までに証明書の発行を受けた場合に適用

廃止の特例措置に係る事業の進捗状況について

平成30年度末までに防災集団移転促進事業の移転先における用地買収は完了する見込み

＜東日本大震災に係る防災集団移転促進事業＞



消費税率の引上げに伴う住宅ローン減税の被災者向け措置の創設

改正概要

- 消費税率の引上げに伴う住宅ローン減税の控除期間の延長等にあわせ、東日本大震災の被災者向けの住宅再建の負担緩和措置を**創設**する。

改正後の特例の内容

- 東日本大震災の被災者のために設けられている住宅ローン減税の控除率の特例(1.2%)等について**控除期間を3年延長(10年→13年)**。その際、11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定。

※改正後の特例の対象は、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した住宅。

被災者向け

控除率 **1.2%**、借入限度額 **5,000万円**

現
行
制
度
(注1)

控除期間 10年

(最大控除額 **600万円**) (注2)



改
正
案

控除期間 10年

(最大控除額 **600万円**) (注2)

3年延長

11～13年目の控除額 (いずれか少ない金額)

- ・住宅ローンの年末残高(**5,000万円**限度) × **1.2%**
- ・建物価格(**5,000万円**限度) × 2% ÷ 3

(参考) 全国一般向け

控除率 1.0%、借入限度額 4,000万円

現
行
制
度
(注1)

控除期間 10年

(最大控除額 **400万円**) (注2)



改
正
案

控除期間 10年

(最大控除額 **400万円**) (注2)

3年延長

11～13年目の控除額 (いずれか少ない金額)

- ・住宅ローンの年末残高(4,000万円限度) × 1.0%
- ・建物価格(4,000万円限度) × 2% ÷ 3

(注1) 平成26年4月1日から平成33年12月31日までの間に居住の用に供した住宅が対象。

(注2) 所得税額から控除しきれない場合、翌年度の住民税から控除(限度額は、13.65万円/年)。